

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和元年5月10日
事業者の氏名又は名称	奥伊予観光有限会社(法人番号4500002012550)(代表者 宇都宮勇光)
事業者の所在地	愛媛県西予市城川町嘉喜尾4854-1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県西予市城川町嘉喜尾4854-1
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(100日車)及び文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項、第29条の3
違反行為の概要	<p>平成31年3月13日、旅客自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、6件の違反が確認された。</p> <p>(1)運送引受書に記載すべき事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第7条の2第1項) (2)運転者の健康状態の把握が確実になされていなかったこと(運輸規則第21条第5項) (3)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(運輸規則第38条第1項) (4)高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切であったこと(運輸規則第38条第2項) (5)高齢運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(運輸規則第38条第2項) (6)輸送の安全にかかわる情報を公表していなかったこと(道路運送法第29条の3)</p>
当該違反点数(営業所)	10点
違反点数(事業者)	10点

※ 違反行為の概要において、「運輸規則」とは旅客自動車運送事業運輸規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和元年5月23日
事業者の氏名又は名称	株式会社萩交通サービス(法人番号4470001010955)(代表者 今井保福)
事業者の所在地	香川県観音寺市大野原町大字五郷井関226-1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県観音寺市大野原町井関226-1
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	<p>平成31年4月12日、旅客自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、3件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(運輸規則第24条第5項) (2)運転者の乗務について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第25条第1項、第2項、第4項) (3)運行管理者に対して法令で定められた講習を受講させていなかったこと(運輸規則第48条の4第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	3点
違反点数(事業者)	5点

※ 違反行為の概要において、「運輸規則」とは旅客自動車運送事業運輸規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。